

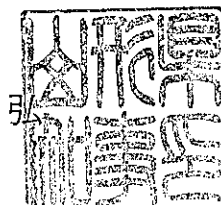
産業廃棄物処理施設借受け許可証

平成 17 年 8 月 29 日

山形県最上郡最上町大字東法田 9 2 8 番地
 有限会社 最上クリーンセンター
 代表取締役 大場 千佳子

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条の 4 において準用する同法第 9 条の 5 第 1 項の規定により、借受けの許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

山形県知事 齋 藤



許 可 の 年 月 日	平成 17 年 8 月 29 日	許 可 番 号	第 208-42 号
譲受け又は借受けの相手方の氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)、住所、借り受ける施設の許可年月日及び許可番号	株式会社 大場組 代表取締役 大場 利秋 山形県最上郡最上町大字志茂 2 7 7 番地の 6 許可年月日 平成 8 年 5 月 2 日 許可番号 第 208-42 号		
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 7 条 第 8 号 廃プラスチック類の焼却施設 第 13 号の 2 産業廃棄物の焼却施設 廃プラスチック類 (塩素化合物を含むものを除く。)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ		
設 置 場 所	山形県最上郡最上町大字東法田 9 2 8 番 4 1 8		
処 理 能 力	廃プラスチック類の焼却施設 0.801 t/日・9 時間 産業廃棄物の焼却施設 3.6 t/日・9 時間		
許 可 の 条 件	なし		
規則第 11 条第 8 項の規定による許可証提出の有無	有 ・ (無)		
留 意 事 項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は、当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。		

産業廃棄物処理施設借受け許可証

平成22年7月8日

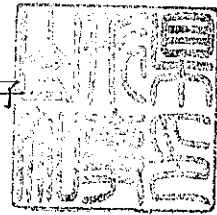
山形県最上郡最上町大字東法田928番地

株式会社 最上クリーンセンター

代表取締役 大場 千佳子

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第4において準用する同法第9条の5第1項の規定により、借受けの許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

山形県知事 吉村 美栄子



許可の年月日	平成17年8月29日	許可番号	第208-54号
譲受け又は借受けの相手方の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）、住所、借り受ける施設の許可年月日及び許可番号	株式会社 大場組 代表取締役 大場 利秋 山形県最上郡最上町大字志茂277番地の6 許可年月日 平成14年5月14日 許可番号 第208-54号		
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条 第3号 汚泥の焼却施設 第5号 廃油の焼却施設 第8号 廃プラスチック類の焼却施設 第11号の2 廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融施設 （平成18年政令第250号附則第2条第1項に基づく許可みなし施設） 第13号の2 産業廃棄物の焼却施設 燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ばいじん、感染性廃棄物、廃石綿等 （これらのうち、石綿含有産業廃棄物であるものを含む）		
設置場所	山形県最上郡最上町大字東法田字大沢山928番418		
処理能力	汚泥の焼却施設 46.9 m ³ /日・24時間 廃油の焼却施設 40.5 m ³ /日・24時間 廃プラスチック類の焼却施設 61.4 t/日・24時間 廃石綿等の熔融施設 7.2 t/日・24時間 産業廃棄物の焼却施設 78.0 t/日・24時間		
許可条件	なし		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	無		
留意事項	1 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。		

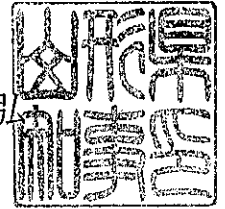
産業廃棄物処理施設借受け許可証

平成 17 年 8 月 29 日

山形県最上郡最上町大字東法田928番地
 有限会社 最上クリーンセンター
 代表取締役 大場 千佳子

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の4において準用する同法第9条の5第1項の規定により、借受けの許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

山形県知事 齋藤 弘



許可の年月日	平成17年8月29日	許可番号	第215-12-1号
譲受け又は借受けの相手方の氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)、住所、借り受ける施設の許可年月日及び許可番号	株式会社 大場組 代表取締役 大場 利秋 山形県最上郡最上町大字志茂277番地の6 許可年月日 平成8年5月2日 許可番号 第215-12-1号		
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条 第14号ロ 安定型産業廃棄物の最終処分場 建設廃材、ガラスくず及び陶磁器くず、ゴムくず、金属くず、 廃プラスチック類		
設置場所	山形県最上郡最上町大字東法田928番418		
処理能力	埋立地面積 45,120㎡ 埋立容量 431,352㎡		
許可の条件	なし		
規則第11条第8項の規定による許可証提出の有無	有・ <input checked="" type="radio"/>		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は、当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。		

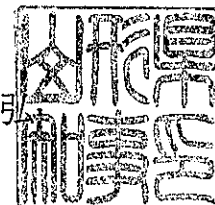
一般廃棄物処理施設借受け許可証

平成 17 年 8 月 29 日

山形県最上郡最上町大字東法田928番地
 有限会社 最上クリーンセンター
 代表取締役 大場 千佳子

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の5第1項の規定により、借受けの許可を受けた一般廃棄物処理施設であることを証する。

山形県知事 齋 藤



許 可 の 年 月 日	平成17年8月29日	許 可 番 号	第11-49号
譲受け又は借受けの相手方の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)、住所、借り受ける施設の許可年月日及び許可番号	株式会社 大場組 代表取締役 大場 利秋 山形県最上郡最上町大字志茂277番地の6 許可年月日 平成14年5月14日 許可番号 第11-49号		
施設の種類及び処理する一般廃棄物の種類	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第5条 第1項 ごみ処理施設 ごみ(木くず、紙くず、残さ、感染性廃棄物)		
設 置 場 所	山形県最上郡最上町大字東法田928番418		
処 理 能 力	78.0t/日・24時間		
許 可 の 条 件	なし		
留 意 事 項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は、当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。		

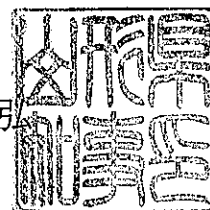
一般廃棄物処理施設借受け許可証

平成 17 年 8 月 29 日

山形県最上郡最上町大字東法田928番地
 有限会社 最上クリーンセンター
 代表取締役 大場 千佳子

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の5第1項の規定により、借受けの許可を受けた一般廃棄物処理施設であることを証する。

山形県知事 齋 藤 引



許 可 の 年 月 日	平成17年8月29日	許 可 番 号	第11-53号
譲受け又は借受けの相手方の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)、住所、借り受ける施設の許可年月日及び許可番号	株式会社 大場組 代表取締役 大場 利秋 山形県最上郡最上町大字志茂277番地の6 許可年月日 平成9年12月1日 許可番号 第11-53号(特定ごみ処理施設)		
施設の種類及び処理する一般廃棄物の種類	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第5条 第1項 ごみ処理施設 ごみ(木くず、紙くず)		
設 置 場 所	山形県最上郡最上町大字東法田928番418		
処 理 能 力	3.6t/日・9時間		
許 可 の 条 件	なし		
留 意 事 項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があつた場合は、当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。		

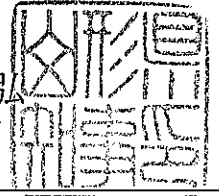
一般廃棄物処理施設借受け許可証

平成 17 年 9 月 2 日

山形県最上郡最上町大字東法田928番地
 有限会社 最上クリーンセンター
 代表取締役 大場 千佳子

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の5第1項の規定により、借受けの許可を受けた一般廃棄物処理施設であることを証する。

山形県知事 齋藤 弘



許可の年月日	平成17年9月2日	許可番号	最上第11-1号
譲受け又は借受けの相手方の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)、住所、借り受ける施設の許可年月日及び許可番号	株式会社 大場組 代表取締役 大場 利秋 山形県最上郡最上町大字志茂277番地の6 許可年月日 平成14年12月16日 許可番号 最上第11-1号		
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第5条 第1項 ごみ処理施設 ごみ(木くず、紙くず、繊維くず、プラスチック類、ゴムくず、金属くず、動植物性残さ)		
設置場所	山形県最上郡最上町大字東法田928番418		
処理能力	187.3t/日・8時間		
許可の条件	なし		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は、当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。		

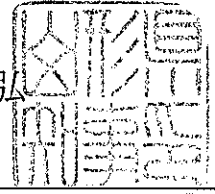
産業廃棄物処理施設借受け許可証

平成 17 年 9 月 2 日

山形県最上郡最上町大字東法田 9 2 8 番地
 有限会社 最上クリーンセンター
 代表取締役 大場 千佳子

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条の 4 において準用する同法第 9 条の 5 第 1 項の規定により、借受けの許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

山形県知事 齋藤 弘



許 可 の 年 月 日	平成 17 年 9 月 2 日	許 可 番 号	最上第 219-10 号
譲受け又は借受けの相手方の氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)、住所、借り受ける施設の許可年月日及び許可番号	株式会社 大場組 代表取締役 大場 利秋 山形県最上郡最上町大字志茂 2 7 7 番地の 6 許可年月日 平成 13 年 2 月 1 日 許可番号 最上第 219-10 号		
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 7 条 第 8 号の 2 木くず又はがれき類の破碎施設 がれき類		
設 置 場 所	山形県最上郡最上町大字東法田 9 2 8 番 4 1 8		
処 理 能 力	800 t / 日・8 時間		
許 可 の 条 件	なし		
規則第 11 条第 8 項の規定による許可証提出の有無	有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無		
留 意 事 項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があつた場合は、当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。		

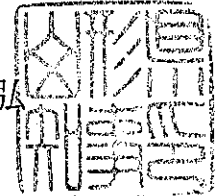
産業廃棄物処理施設借受け許可証

平成 17 年 9 月 2 日

山形県最上郡最上町大字東法田 9 2 8 番地
 有限会社 最上クリーンセンター
 代表取締役 大場 千佳子

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条の 4 において準用する同法第 9 条の 5 第 1 項の規定により、借受けの許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

山形県知事 齋藤 弘



許 可 の 年 月 日	平成 17 年 9 月 2 日	許 可 番 号	最上第 207-1 号
譲受け又は借受けの相手方の氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)、住所、借り受ける施設の許可年月日及び許可番号	株式会社 大場組 代表取締役 大場 利秋 山形県最上郡最上町大字志茂 2 7 7 番地の 6 許可年月日 平成 14 年 12 月 16 日 許可番号 最上第 207-1 号		
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 7 条 第 7 号 廃プラスチック類の破碎施設 第 8 号の 2 木くず又はがれき類の破碎施設 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず		
設 置 場 所	山形県最上郡最上町大字東法田 9 2 8 番 4 1 8		
処 理 能 力	廃プラスチック類の破碎施設 93.7 t / 日・8 時間 木くず又はがれき類の破碎施設 117.1 t / 日・8 時間		
許 可 の 条 件	なし		
規則第 11 条第 8 項の規定による許可証提出の有無	有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無		
留 意 事 項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は、当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。		